

使用承認申請書

（川内原子力発電所第1号機
その他発電用原子炉の附属施設のうち
常用電源設備の設置の工事）

原発本第 148 号

令和 5 年 10 月 13 日

原子力規制委員会 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役

池辺和弘

社長執行役員

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号の規定により次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 九州電力株式会社 住所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 代表者の氏名 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘
申請に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 川内原子力発電所 所在地 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山
申請に係る発電用原子炉施設の概要	川内原子力発電所第1号機 詳細は別紙のとおり
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	工事計画の届出年月日及び届出番号 令和2年1月14日 原発本第180号
申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間	使用開始の予定年月日 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第3号。）による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条第1項の表中第五号の工事の工程に係る使用前検査（以下「工事完了時の使用前検査」という。）終了日 使用期間 自：使用しようとする発電用原子炉施設のうち、一部使用しようとする範囲に係る工事完了時の使用前検査が終了した時 至：令和2年1月14日付け原発本第180号をもって届出た発電用原子炉施設に対する、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。）による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日（以下「使用前検査の合格日」という。）

使用の方法	<p>川内原子力発電所第 1 号機及び 2 号機の受電系統の変更に係る工事は、220kV 送電線用遮断器の設置や送電線の切替え、連絡用変圧器の設置等について段階的に進めることとしており、工事が完了したものから順次使用を開始する必要があることから、一部工事が完了した常用電源設備を使用前検査の合格日まで使用する。</p> <p>なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>
-------	--

添付資料－1：使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

川内原子力発電所第1号機

その他発電用原子炉の附属施設

常用電源設備

遮断器

遮断器

・20-60 (1号機設備、1,2号機共用)

・20-70 (1号機設備、1,2号機共用)

保護継電装置

・20-60 (1号機設備、1,2号機共用)

・20-70 (1号機設備、1,2号機共用)

使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用を必要とする理由

川内原子力発電所第 1 号機及び 2 号機の受電系統の変更に係る工事は、220kV 送電線用遮断器の設置や送電線の切替え、連絡用変圧器の設置等について段階的に進めることとしており、工事が完了したものから順次使用を開始する必要があることから、一部工事が完了した常用電源設備を使用前検査の合格日まで使用する。

使用を必要とする常用電源設備は、以下のとおりであり、それぞれに対する使用を必要とする理由を表 1 に示す。

遮断器

- ・ 20-60 (1 号機設備、1,2 号機共用)
- ・ 20-70 (1 号機設備、1,2 号機共用)

保護継電装置

- ・ 20-60 (1 号機設備、1,2 号機共用)
- ・ 20-70 (1 号機設備、1,2 号機共用)

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。

表 1 川内原子力発電所第 1 号機 常用電源設備 使用を必要とする理由

使用を必要とする設備	使用を必要とする理由	一部使用の期間
遮断器 20-70 保護継電装置 20-70	20-70 の検査完了後において、20-70 を投入することで、220kV 送電線の回線数を 1 回線から 2 回線に増強することができる。 これにより、220kV 送電線からの受電系統の信頼性が向上し、プラントの安全性向上を図ることができることから、使用前検査の合格日まで使用する。	20-70 に係る 使用前検査終了日 ～ 使用前検査の合格日
遮断器 20-60 保護継電装置 20-60	20-60 の検査完了後において、20-60 を投入することで、220kV 送電線の回線数を 2 回線から 3 回線に増強することができる。 これにより、220kV 送電線からの受電系統の信頼性が向上し、プラントの安全性向上を図ることができることから、使用前検査の合格日まで使用する。	20-60 に係る 使用前検査終了日 ～ 使用前検査の合格日